新型コロナウイルス感染症が労働に与えた影響と新しい働き方:タイの新型コロナウイルス感染症対策

タイ経営者連盟（ECOT）
准教授　Dr. Ekachai Keesookpun

新型コロナウイルス感染症危機: 労働への影響

タイ王国統計局によれば、タイの労働人口は3,760万人である。

最も脆弱な業種は観光業、外食業、娯楽業、サービス業、小売業、卸売業およびパート労働者や個人事業主である。

新型コロナウイルス感染症危機: 労働への影響

2020年初頭の10週間のデータによれば、コロナ危機が始まる前にタイ経済はすでに減速していた。ロックダウンが始まる以前の2020年1月から2020年3月半ばの統計では、ビジネスの新規開業数は前年同期比5.3%減少している反面、廃業数は同20.4%増加しており、新規事業が廃業した事業より少ないことを示している。

新型コロナウイルス感染症危機: 労働への影響

新型コロナウイルス感染症流行が雇用に与えた影響として、民間部門の平均労働時間は

週43.5時間から週42.8時間に減少した。

さらに、週50時間を超える労働をした労働者は9.0%減少した。

新型コロナウイルス感染症危機: 労働への影響

観光業:

外国人観光客からの収入はタイのGDPの約12%を占めている。

新型コロナウイルス感染症の影響と2020年4月のロックダウンの結果、観光業の収入は前年同期比でマイナス100%となった。

新型コロナウイルス感染症危機: 労働への影響

輸出部門

輸出収入はタイGDPの約50%を占めている。

世界的な景気後退によって、2020年の輸出額は12.9%減少したと予想されている。

新型コロナウイルス感染症危機: ビジネスへの影響

ソーシャルディスタンス確保:

ソーシャルディスタンス戦略は国内消費に影響を与えている。特に観光業、旅行業、娯楽業、ホテル業などの対面事業のほか、自動車などの高額消費財などがほとんどマイナスとなっている。

オンラインビジネスなどプラスとなるものもあり、例えばフードデリバリーである。サイアム商業銀行経済研究所では、ロックダウン1ヵ月で国内支出は7.3%減少し、その結果、2020年のGDPは0.6%の減少になると予測している。

図表1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた労働者への支援、労働者のグループ別

労働の種類	影響	企業からの支援	公的支援
社会保障制度内の労働者			
1. 失業者	失業による無収入の問題を抱えている	-	社会保障給付受取期間の6ヵ月延長
2. 不可抗力による休業	解雇はされないものの、休業や無収入の問題を抱えている	企業は無給休暇を求めることができる	社会保障事務局が3カ月間にわたって賃金日額の62%を支給
3. タイ労働者保護法第75条に基づく一時休業	解雇はされないものの、休業による収入減の問題を抱えている	使用者は休業期間中、賃金日額の75%以上を支払う義務がある	-
4. 時間単位の雇用契約の調整（新旧の労働者）	解雇はされないものの、労働時間が短くなり収入減の問題を抱えている	労働者は時間単位の支払いを受ける	-
社会保障制度外の労働者			
5. フリーランス、その他社会保障制度外の労働者	労働時間が短くなり収入減の問題を抱えている	-	「誰も取り残さない」プロジェクト（政府が3ヵ月間、1人あたり月5,000バーツを現金支給）
6. 農民	労働時間が短くなり収入減の問題を抱えている	-	農民向け救済措置（政府が3ヵ月間、月5,000バーツを現金支給）
7. 新卒者	就職することができず無収入の問題を抱えている	-	政府は、政府機関の要請に応じ、新卒者の雇用問題について検討

タイの新型コロナウイルス感染症対策

内閣は事業者と個人の感染症流行による損害を救済すべく推定4,000億バーツの救済パッケージを承認した。このパッケージには、事業者の流動性を支援するためのソフトローン1,500億バーツ、債務整理措置、税制優遇策、支払い繰り延べ、国有地の地代や公共料金などの事業費の削減措置、社会保障基金への拠出金引き下げなどが含まれている。

Chart 2 新型コロナウイルス感染症流行後の労働政策: 経済刺激、雇用創出、新たな経済状況に応じた労働力のスキル向上に注力

フェーズ1: 新型コロナウイルス感染症の拡大　*フェーズ2*: 新型コロナウイルス感染症封じ込めの成功　*フェーズ3*: 新型コロナウイルス収束後の環境

救済

自分の力で生活できるよう、オンライントレーニングで新しいスキルを身につける。

経済復興・刺激

感染症流行の影響から回復したビジネス環境において新たな職を見つけることができ、あるいは地元コミュニティ向けインフラ整備プロジェクトなどの公共事業で雇用される。

経済再編

サプライサイド政策により経済再編をサポート、新型コロナウイルス収束後の環境に適した潜在的経済成長を図る。

政策

1) 社会保障制度内外の労働者向け救済措置

政策

2) 労働者の能力開発
3) 地元経済の開発のための公共事業などによる雇用創出
4) 企業の雇用維持や新規雇用向けに補助金を給付

ニューノーマル

- スマート農業や中小企業などの全面的デジタル化
- 高齢化社会を支えるインフラ整備
- 経済で重要な製造業、貿易、サービス業の改善（S字カーブと現代的サービス）

政策の設計は影響を受ける労働者の年齢やスキル、ターゲットとする産業など、**労働市場の状況と長期的な構造改革に即したものでなければならない。**

効果的な労働政策を促進するメカニズムとツール

テクノロジー　インセンティブ　法規制

タイの新型コロナウイルス感染症対策

政策の目玉は社会保障制度の対象とならない一時的な雇用の労働者と自営業者に対する5,000バーツの給付金である。

従業員解雇防止策として、中小企業は、月給1万5,000バーツ未満の被保険者である従業員に2020年4月から7月まで給与として支払った額の3倍を控除することができる。

タイの新型コロナウイルス感染症対策

政府の「半額にしよう」プログラムは、消費刺激策であり、開始当初の3週間で137億6,000万バーツの個人消費を生み出した。このプログラムには65万店以上の小規模小売店が参加、補助金申請者は783万人に達した。合計支出137億6,000万バーツのうち、70億1,000万バーツは登録した消費者が支出、67億5,000万バーツを政府が負担した。1日の平均支出は1取引当たり207バーツであった。

タイ企業の新型コロナウイルス感染症危機対策

現在、タイ企業の20%が従業員の常時在宅勤務を認めているが、これは新型コロナウイルス感染症からの従業員保護、およびオフィス賃料や公共料金、維持費等の経費削減を目的とするものである。

タイ企業の新型コロナウイルス感染症危機対策

タイ日産自動車

同社は新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制する広範な取り組みの一環として事務職員に対して幅広い在宅勤務方針を実施している。人事部は従業員同士が会い、連絡し合い、コミュニティを構築し、密接に関わりを持つ機会を提供するなどして、エンプロイーエクスペリエンスを調節している。タイ日産では従業員の休憩や休暇に関して明確な方針を持ち、1日の休憩時間に関するルールを定めている。

タイ企業の新型コロナウイルス感染症危機対策

タイ日産は新たに「皆を守るニューノーマルライフ」というキャンペーンを開始し、最近の感染者増加下でも顧客に対して継続的な安全を保証しつつ最高のサポートを提供している。

アフターサービスとして

定期メンテナンスの顧客向けに便利な出張・車両ピックアップサービスを導入している。顧客は自宅にいながら車両の定期メンテナンスを受けることができる。

タイ企業の新型コロナウイルス感染症危機対策

「自宅でドライブ」プログラムでは、購入を検討している顧客は自宅に居ながら一部の車種の試乗ができる。タイ日産ホームページまたはFacebookページ上で誰でも簡単なステップで試乗体験の登録をすることができる。登録確認後、最大の安全性を確保するために注意深く車両を消毒し、顧客の自宅に配車する。顧客は便利かつ安全に試乗できる。

タイ企業の新型コロナウイルス感染症危機対策

タイ全土の日産ショールームおよびサービスセンターにおける新型コロナウイルスに対する主な予防措置は以下の通り。
サービスセンターは2時間ごとに消毒。
販売代理店入店時に全従業員、全顧客の体温チェック。
従業員の常時マスク着用を徹底。
ショールーム、サービスセンターの随所にアルコールジェルを用意。
ハンドル、シフトレバー、座席、ドアハンドル、コンソールパネルなど手が触れることが多い車両部分を頻繁に消毒。

新型コロナウイルス感染症流行によるタイにおける争議の状況

問題点

- 法律に「無給休暇」という用語が明記されておらず、「辞職」「不当解雇」という用語があるのみである。従業員が労働裁判所に提訴し、過去には訴訟を受けた企業が倒産に至った例もある。
- 新型コロナウイルス感染症流行中に退職した従業員に対して退職金を支払うことのできない企業が多数ある。

雇用を守り争議を避ける

市場低迷下、自動車製造業では新卒者や非熟練労働者を受け入れにくい状況となっている。新型コロナウイルスの収束後、多くの労働者がロボットに代替され、オートメーション化が進展し、雇用の展望は変化すると思われる。

現代的な自動車製造方法へと変化しつつあり、自動車産業で働く労働者にはコンピュータースキルや外国語などの能力向上が求められる。業界として労働者のスキル向上に取り組む必要がある。

雇用を守り争議を避ける

- タイ経営者連盟（ECOT）は労働法とその関連法に関する無料コンサルティングを提供

- タイ経営者連盟（ECOT）は労働争議プログラムを実施し、労使双方に対してタイ労働法および雇用規則に関する詳細で広範な知識を提供している。その目的は、雇用問題に関する法律面の最新重要情報を提供することによって、違法な慣行や雇用・労働争議を回避することにある。従業員の雇用や解雇に際して適用すべき給料・手当に関する決定方法などの情報も提供する。判例を含めさまざまな状況において、人事労務問題に対処する戦略や効果的な方法を説明し、実例を用いて物事の本質に迫り、ベストプラクティスを導き出して将来に備えるためのサポートを行っている。特に、重大な落とし穴や教訓を精査して不当解雇等を回避し、企業の法的潜在リスクを最小限化する手助けも行っている。

タイ経営者連盟（EMPLOYERS‘ CONFEDERATION OF THAILAND）

Gem Car Asia Building 2/Fl.,
999/9 Moo 6, Teparak Road, Teparak, Samutprakarn
10270, Thailand

Tel : (+66)2 385 1289 # 710
Fax : (+66)2 297 0764

ECOT@ECOT.OR.TH

HTTP://WWW.ECOT.OR.TH/2016/EN

ご清聴ありがとうございました